

## 5-57 走行用前照灯

### 5-57-1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。5-58-1において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号改訂版補足第4改訂版の技術的な要件に適合するものを備える自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第198条第1項関係）

### 5-57-2 性能要件等

#### 5-57-2-1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

- ① 走行用前照灯（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

この場合において、平成10年8月31日以前に製作された自動車並びに平成10年9月1日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第2項第1号）

#### ア 計測の条件

- (7) 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(7)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

#### イ 計測値の判定

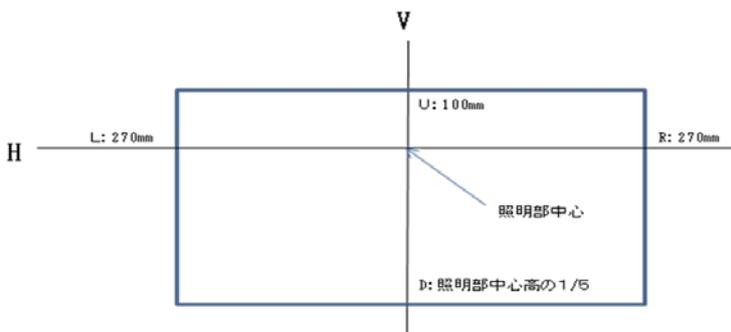
- (7) 自動車（(イ)の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあつては、主走行ビームは、その光度が最大となる点（以下5-57及び5-58において「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

- a 四灯式以外のものであつてすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあつて

- は、1灯につき 15,000cd
- b 四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあつては、1灯につき 12,000cd。ただし、12,000cd に満たない場合にあつては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd であってもよい。
- c 四灯式のものにあつては、主走行ビームの光度が 1灯につき 12,000cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd
- (イ) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（最高速度 25km/h 未満のものを除く。）に備える走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき 10,000cd 以上であること。
- ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。（細目告示第 198 条第 3 項第 3 号）
- ③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。なお、前照灯試験機を用いて検査することが困難である自動車にあつては、その他の適切な方法により計測したときとする。（細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係）

（参考図）走行用前照灯の判定値〔①イ(7)及び③関係〕



#### 5-57-2-2 視認等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

- ① 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。（細目告示第 198 条第 2 項第 2 号）
- ② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第 198 条第 2 項第 3 号）
- ③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第 198 条第 2 項第 4 号）
- ④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第 198 条第 2 項第 5 号）
- ⑤ 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。（細目告示第 198 条第 2 項第 6 号）
  - ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型走行用前照灯
  - イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又は同条第 7 項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用配光可変型走行用前照灯（いわゆる ⊕ マークが付されたもの。）

#### 5-57-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、④から⑩まで及び 5-57-2-1 ③）に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係）

この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係）

- ① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、1 個又は 2 個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）並びに最高速度 20km/h 未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、1 個、2 個又は 4 個であること。この場合において、ⓐ 被牽引自動車、ⓑ 最高速度 20km/h 未満の自動車、ⓒ 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、ⓓ 最高速度が 35km/h 未満の大型特殊自動車、ⓔ 二輪自動車、ⓕ 側車付二輪自動車、ⓖ 農耕作業用小型特殊自動車並びに ⓗ カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、車両の左右各側において 1 個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。
- ② 4 個の走行用前照灯〔そのすべてが、消灯時に格納することができる走行用前照灯（以下「格納式走行用前照灯」という。）であるものに限る。〕を備える自動車にあつては、①の規定にかかわらず、4 個の走行用前照灯のほか、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に

点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。

- ③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては、この限りでない。
  - ④ 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあつては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
  - ⑤ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又はすべての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときにすべての走行用前照灯が消灯するものであること。
  - ⑥ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。
  - ⑦ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑥ただし書の場合にあつては、この限りでない。
  - ⑧ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - ⑨ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
  - ⑩ 走行用前照灯は、5-57-2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。
  - ⑪ 走行用前照灯は、その作動状態及び不作為状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。
    - ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。
    - この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。
    - イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。
    - ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
- (2) 次に掲げる走行用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第4項関係)
- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯

**5-57-4 適用関係の整理**

4-57-4の規定を適用する。